

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 田中工業  
埼玉県比企郡鳩山町赤沼447

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年1月14日～令和4年3月13日（2ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

### 3 指名停止理由

株式会社 田中工業の一般役員（会長）は、令和2年5月20日、埼玉県鳩山町発注の2件の土木工事の入札に関し、元鳩山町職員（産業環境課再任用職員）から事前に工事価格の情報を入手し、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月11日、公契約関係競売等妨害容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月2日、同容疑でさいたま地検に起訴された。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>